

第四十回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和三十七年二月一日(木曜日) 午前十時二十五分開会

出席者は左の通り

委員長 棚橋 小虎君

理事 上林 忠次君

佐野 廣君

荒木正三郎君

市川 房枝君

委員

大谷 贊雄君

岡崎 真一君

木暮武太夫君

高橋 衛君

中野 文門君

堀 末治君

須藤 五郎君

政府委員 堀本 宜実君

大蔵政務次官 堀本 宜実君

事務局長 堀本 宜実君

常任委員会 堀本 宜実君

専門員 坂入長太郎君

○相統税法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○印紙税法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に關し承認を求めるとの件 (内閣送付、予備審査)

○委員(棚橋小虎君) たいいから委員会を開きます。

○閣議の一部を改正する法律案、保險業法の一部を改正する法律案、昭和三十六年産米穀についての所得税の特例に關する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、相統税法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に關し承認を求めるとの件、以上八件を一括議題とし、順次、提案理由の説明を聴取することにいたします。

堀本大蔵政務次官

○政府委員(堀本宜実君) たいいま議題となりました閣議の一部を改正する法律案はか七件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、閣議の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における外国貿易の事情に顧みまして、水島港を開港に、鹿兒島空港を税関空港にそれぞれ追加しようとするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、水島港につきましては、昨年から貿易実績が急激に上昇し、港灣設備及びその将来性についても他の開港に比して遜色がないので、同港を開港に追加しようとするものであります。

また、鹿兒島空港につきましては、昨年九月に鹿兒島、沖繩間に定期航空港に追加しようとするものであります。

これが、この法律案の提案理由及びその概要であります。

次に、保險業法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

現行の保險業法は、昭和二十六年の改正以来、船舶保險については、船舶保險料率に關する共同行為だけを独禁法の適用除外としておらず、損害保險料率算出団体に關する法律に基づき、いわゆる算定会料率が適用されてきております。

これは、当時、わが国の船腹がいまだ少なく、かつ、戦艦船、老船等の劣悪な船船が多く、保險成績もよくなかつたことにかんがみ、船舶保險本来の姿である協定料率制を採用することなく、当分の間算定会料率をもつて必要な配慮を加味してゆくことを適当と判断したことによるものであります。

しかしながら、十年を経過した今日におきましては、わが国船腹は相當の拡充を見、新鋭船舶を中心にその保有量もすでに戦前水準をこえ、しかも、各船舶、各船主ごとの特色、特性の事績も相當期間にわたって積み上げられた結果、企業保險としての基礎もようやく確立いたしましたので、航空保險、海上貨物保險などと同様に協定料率制に移行し、船舶保險の特殊性に沿つたいわゆるきめのこまかい料率を実施することが適当と思われる情勢となつております。

このような実情に照らし、この際、船舶保險事業の円滑な運営に資するとともに、海運事業の健全な発展に寄与するため、船舶保險の料率について共同行為を講ずることができるよう所要の措置を講ずる必要があります。これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、昭和三十六年産米穀についての所得税の特例に關する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和三十六年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、米穀の生産者が同年産の米穀を政府に対し事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合において、従来と同様、同年分の所得税について、その売り渡しの時期の区分等に応じ、玄米換算百五十キログラム当たり、一石当り平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

次に、通行税法の一部を改正する法律案、相統税法の一部を改正する法律案及び印紙税法の一部を改正する法律案の三案について御説明申し上げます。

政府は、國民の税負担の現状に顧みまして、昭和三十六年度の税制改正に引き続く税制の体系的整備の一環として、昭和三十七年度において、中小所得者の負担の軽減を主眼とする間接税及び所得税の軽減を中心に、国税において平年度千二百億円の減税を行なうとし、今国会におきましてこれら税制の整備のための関係法律案を提出いたす準備を進めておりますが、ここにさしあたり閣議三法律案を提出いたす次第であります。

以下、順次右法律案について、改正の内容を申し上げます。

第一に、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

通行税につきましては、昭和三十六年度の税制改正におきまして、二等税台料金に対する課税を非課税とするにとよつて、二等税台を利用する乗客の負担の軽減をはかつたのであります。が、今回、間接税の税率につき、一般的に小売段階で課税するものについては一〇〇程度の税率を基準として体系を整備することとした關係から、現在、通行税を課すこととしてゐる國鉄の一等、汽船の特等乗客の支払う運賃に対する税率についても、現行の

二〇%から一〇%に引き下げること  
いたしております。

第二に、相続税法の一部を改正する  
法律案について申し上げます。

相続税につきましては、昭和三十三年  
度の改正以来据え置きとなつて  
相続税の負担について、最近における  
資産価格の推移等に顧み、相続があつ  
た場合の遺産にかかる基礎控除額を引  
き上げることいたしました。すなわ  
ち、この控除額は、従来、百五十五  
万円に相続人一人当たり三十万円を加  
算した金額でありましたが、今回、こ  
れを二百万円に相続人一人当たり五十  
万円を加算した金額に改めることとす  
るものであります。この改正により、相  
続五人の標準世帯におきましては、  
その遺産額が四百五十万円程度までは  
課税されないこととなり、大部分の機  
家及び中小企業者については、相続税  
が課されなくなるものと考へておりま  
す。

第三として、印紙税法の一部を改正  
する法律案について申し上げます。  
この法律案は、零細な記載金高の手  
形等に対する印紙税負担の軽減をはか  
るとともに、実情に即するよう諸規定  
の整備を行なうとするものでありま  
す。

まず第一に、約束手形及び為替手形  
につきましては、零細な金額の手形に  
対する納税の負担と手数を省略し取引  
の円滑化をはかるため、現行の免納点  
の一万円を五万円に引き上げるとも  
に、十万円以下の金額の手形につい  
て、現行二十円の税率を十円に引き下  
げることいたしました。さらに、一  
覧払の手形、外国通貨表示の手形等  
につきましても、現在、二十円の税率を

十円に引き下げることとし、なお、最  
近非居住者自由円勘定の開設が認めら  
れたことに伴い、外国通貨表示の手形  
にかえて、自由円表示の手形が使用さ  
れることになりましたので、この手形  
につきましても、外国通貨表示の手形  
と同様に、十円の税率とすることとい  
はしました。

第二に、相互銀行及び無尽会社の発  
する掛金通帳につきましては、相互銀  
行等の通帳形式も整つて参りましたの  
で、この際、その掛金通帳を印紙税法  
上に掲名することとし、あわせて、預  
貯金通帳との税負担の均衡をはかるた  
め、税率を現行の二十円から十円に引  
き下げることいたしました。

第三に、印紙納付にかえて認められ  
る一定表示による現金納付の方法につ  
きましては、増資による新株発行の場  
合には、現行法では、株券の印刷の都  
合上、払い込み期日から相当以前に印  
紙税を納付することとなりますが、こ  
のため矢権株については過誤納の問題  
を生じて参りますので、この際、株券  
数の確定時である払い込み期日に印紙  
税を納付する方法を採用することとい  
はしまして、問題の解決をはかること  
としました。

以上が、三法律案についての提案の  
理由と内容の概要であります。  
次に、日本輸出入銀行法の一部を改  
正する法律案について御説明いたしま  
す。

ましたことは、御承知のとおりであり  
ます。

日本輸出入銀行の業況は、わが国買  
易の伸展に伴つて着実に伸びてきてお  
り、その融資残高は、昨年十二月末に  
おいて一千七百七十三億圓に達してお  
ります。今後も海外からのプラント輸  
出等の引き合いは、東南アジアを初め  
として、さらに増加していくことが予  
想されますとともに、これら諸国等と  
の経済協力も、また一そう、その実を  
上げていくものと思われ、日本輸出入  
銀行の融資を必要とする事業は、ます  
ます増加する見通しであります。

昭和三十一年度のわが国経済運営の  
第一目標は、国際収支の均衡を回復す  
ることであり、そのためには、積極的  
に輸出の伸張をはかる必要があること  
は申すまでもないところでございま  
す。その施策の一つとして輸出振興に  
重要な役割を果たしております日本輸  
出入銀行の資金源の充実をはかること  
が重要と考えられます。

このため、政府といたしましては、  
日本輸出入銀行の資本金を増額すると  
ともに、借入金の限度額の引き上げを  
行ない、プラント輸出等の金融に遺憾  
のないよう措置することとし、ここに  
日本輸出入銀行法の一部を改正する法  
律案を提出いたしました次第でございま  
す。

次に、今回の改正の要点を申し上げ  
ますと、第一に、日本輸出入銀行の資  
本金を増額することであり、昭和  
三十七年度の財政投融資計画におい  
て、政府は、日本輸出入銀行の融資見  
込み額を千二百五十億圓と推算し、こ  
のため必要な資金として、同行に対し  
て、出資及び貸付により、新たに八百

十億圓の資金を供給することとしたし  
ております。このうち二百億圓は、産  
業投資特別会計からの出資金を予定し  
たしておりますので、これに伴い、同  
行の資本金七百八十三億圓を二百億  
圓増額して九百八十三億圓とする必要が  
あります。

第二に、借入金の限度額を引き上げ  
ることあります。

日本輸出入銀行に対する資金需要は  
プラント輸出の伸び、国際競争におけ  
る輸出条件の変化等、外的条件の変動  
に左右される面が多く、年度途中にお  
いて資金需要が急激に増加する場合も  
予想されるのであります。このような  
資金需要の急増に対処し、輸出振興に  
遺憾のないよう措置いたしますために  
は、現在の借入金の限度額では十分と  
は申せませんので、これを自己資本の  
三倍まで引き上げることとしたのであ  
ります。

これが、この法律案を提出する理由  
であります。

最後に、地方自治法第五十六条第  
六項の規定に基づき、税関支署及び財  
務部出張所の設置に関し承認を求め  
る件について御説明申し上げます。  
まず、神戸税関姫路出張所を税関支  
署とすることあります。最近の姫路  
出張所において取り扱う輸出入申告等  
の事務取り扱い件数は、飛躍的な増加  
の傾向にあります。飛躍的な増加  
の傾向にありますが、姫路港は、その  
港湾設備及び背城産業等の立地条件に  
恵まれ、さらに将来の伸展が大いに期  
待されているところであります。同  
出張所を税関支署として独立性を付与  
し、現地における税関事務をさらに迅

速かつ円滑に処理しようとするもので  
あります。

次に、中国財務局岡山財務部に倉敷  
出張所を設置することあります。最  
近倉敷市水島地区における発展は著し  
いものがあり、製鉄事業、石油事業そ  
の他重工業地帯として注目されてお  
ります。同地区における発展に対処  
し、同地に財務部の出張所を設け、國  
有未利用財産の転活用をはかることと  
し、戦後大量に物納された旧軍需工場  
財産の管理処分を、一そう迅速かつ円  
滑に処理しようとするものでありま  
す。

以上の理由によりまして、地方自治  
法第五十六条第六項の規定に基づい  
て国会の御承認を求めらる次第であり  
ます。

以上、関税法の一部を改正する法律  
案は七件について提案の理由を御説  
明申し上げます。何とぞ御審議の  
上、すみやかに御賛成あらんことをお  
願いする次第でございいたします。

○委員長(棚橋小虎君) 本日はこれに  
て散会いたします。  
午前十時四十二分散会